

九州大学コラボ・ステーション I 細則

令和 3 年度 九大 細則 第 6 号
制 定：令和 3 年 7 月 3 0 日
最終改正：令和 6 年 3 月 2 6 日
(令和 5 年度 九大 細則 第 2 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学コラボ・ステーション I (以下「建物」という。)における、部局等において管理運用するスペース (以下「部局運用スペース」という。)の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部局運用スペース)

第 2 条 部局運用スペースは、別表第 1 のとおりとする。

2 部局運用スペースの管理運営に関する業務は、九州大学馬出キャンパス全学レンタルスペース規程 (令和 3 年度 九大 規程 第 5 8 号。以下「規程」という。) 第 2 条に規定する管理責任者 (以下「管理責任者」という。) が掌理するものとする。

3 部局運用スペースの管理運営にあたり必要な事項の調査審議は、規程第 3 条に規定する馬出キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会 (以下「地区委員会」という。) が行う。

4 部局運用スペースは、地区委員会の議を経て、新たに追加し、又は廃止することができる。

(専門委員会)

第 3 条 地区委員会は、建物の管理運営にあたり、専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の任務、組織等については、その都度、地区委員会が定める。

(部局運用スペースの使用資格)

第 4 条 部局運用スペース (共同セミナー室、学生セミナー室、学生談話室及び視聴覚ホール・ラウンジ (以下「共同セミナー室等」という。) 並びに多目的解析室、分子病態解析室、スタッフルーム、更衣室、洗浄・滅菌室、ストックルーム、1 室、2 室、3 室、4 室及び 5 室 (以下「機能病態解析システム室」という。) を除く。) を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建物のうち、全学レンタルスペース規則 (令和 3 年度 九大 規則 第 3 5 号。) 第 3 条第 1 項に規定する全学管理スペース及び総長裁量スペース (以下「全学レンタルスペース」という。) の使用者

(2) その他管理責任者が必要と認めた者

(部局運用スペースの使用の許可等)

第 5 条 部局運用スペース (共同セミナー室等を除く。) を使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により使用を許可された部局運用スペースの利用者は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(部局運用スペースの使用期間)

第6条 部局運用スペース(共同セミナー室等を除く。)の使用期間は、利用者からの申請に基づき、管理責任者が定める。

2 部局運用スペースの利用者は、前項の規定により使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(共同セミナー室等)

第7条 共同セミナー室等使用しようとする者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 共同セミナー室等の使用時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時までの間とする。

3 共同セミナー室等の利用者は、前項の使用時間外の使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出、その許可を得なければならない。

4 共同セミナー室等の使用に当たっては、使用料及び冷暖房料を負担しなければならない。ただし、管理責任者が地区委員会の議を経て別に定める使用にあつては、この限りでない。

5 前項の使用料及び冷暖房料の額は、別表第2のとおりとする。

(機能病態解析システム室)

第8条 機能病態解析システム室を使用しようとする者は、管理責任者が地区委員会の議を経て別に定める手続により、許可を得なければならない。

2 機能病態解析システム室の利用者は、機能病態解析システム室においてケージを使用する場合は、ケージ使用料として、1ケージにつき1週間当たり190円を負担しなければならない。

(禁止する実験等)

第9条 部局運用スペースの利用者は、建物において、規程第8条第1項各号に掲げる実験等を実施することができない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、同項第4号に掲げる実験等を除き、この限りでない。

(適正使用)

第10条 部局運用スペースの利用者(共同セミナー室等を除く。)は、建物の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、部局運用スペースの利用者が、この細則等及び許可条件に違反したとき、又は建物の管理上支障があると認めるときは、当該部局運用スペースの許可を取り消し、又は中止させるとともに、建物から退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第11条 建物の使用者（共同セミナー室等を除く。）は、使用を許可された場所において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とする。

（徴収方法）

第12条 全学レンタルスペース及び部局運用スペース（共同セミナー室等を除く）において使用した光熱水料は、使用者が所属する部局の予算から建物を管理する部局（以下「管理部局」という。）の予算に移し替えるものとする。

2 共同セミナー室等の使用料及び冷暖房料並びに機能病態解析システム室におけるケージの使用料は、使用者の所属する部局の予算から管理部局の予算に移し替えるものとする。

3 一度納付された部局運用スペースに係る使用料は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。

（設備の管理）

第13条 建物の設備、備品の管理については、管理責任者が地区委員会の議を経て定める方法により管理するものとする。

（使用の終了等）

第14条 部局運用スペースの利用者は、使用が終了したとき、又は第10条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、建物から退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

（損害賠償）

第15条 部局運用スペースの利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第16条 部局運用スペースの管理運営に関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

（雑則）

第17条 この細則に定めるもののほか、建物の使用等に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第21号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部局運用スペース
1階
共同セミナー室A
共同セミナー室B
学生セミナー室
学生談話室
管理人室
2階
視聴覚ホール・ラウンジ
3階
3-A
3-B
3-C
3-3-D
4階
4-A
4-B
4-C
4-D
4-3-E
5階
5-A
5-B
5-C
5-D
5-E
5-4-F
6階
6-A
6-B
6-C
6-6-D
7階
7-A
7-B

7-C
7-D
7-1-E
8階
8-A
8-B
8-C
8-D
8-E
8-2-F
8-2-G
9階
多目的解析室
分子病態解析室
スタッフルーム
更衣室
洗浄・滅菌室
ストックルーム
1室
2室
3室
4室
5室

別表第2（第7条関係）

区 分	使用料 (1時間あたり)	冷暖房代 (1時間あたり)
共同セミナー室A、B、 学生セミナー室、学生談話室	180円	60円
視聴覚ホール・ラウンジ	1,190円	730円